



》ごみ出しルールを守りましょう

ごみ出しの4つのルール

1. 決められた日の決められた時間までに(ごみ収集カレンダーに記載の時間までに出す)
2. 決められたごみだけを(当日のごみだけを、ごみ収集カレンダーや分別アプリで確認して出す)
3. 決められた方法で(他のごみを混ぜない、透明または半透明の袋で出す)
4. 決められた場所に出す(自治会、管理会社で決められた場所に出す)

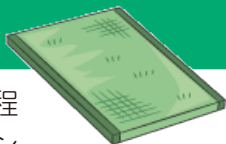


ごみ一時集積所へ出せないもの

～施設へ持ち込めば処理できるもの～



畳・ユニット畳



い草の畳の場合は、3分の1程度に切れば、西部クリーンセンターまたはクリーンセンターおおたかへ持ち込むことができます。

発泡ポリスチレンが使用されている場合は、津市リサイクルセンターへ持ち込んでください。
※個人で交換したものに限る。

オイル処理箱(使用済み)



西部クリーンセンターまたはクリーンセンターおおたかへ持ち込んでください。

断熱材・石膏ボード



津市リサイクルセンターへ持ち込んでください。飛散防止のため、断熱材や欠けたり割れたりした石膏ボードは袋を二重にしてください。
※個人で交換したものに限る。

石・砂・土



1日に1回、重量20kg以内(土のう袋2袋が目安)であれば、市内エコ・ステーションに持ち込むことができます。重量20kgを超えて(土のう袋3袋以上が目安)捨てる場合は、津市リサイクルセンターへ持ち込んでください。

臼(木製・石製)



津市リサイクルセンターへ持ち込んでください。

金庫(耐火性)



津市リサイクルセンターへ持ち込んでください。必ず鍵を開け、中身を空にしてください。

フロンガスを含む製品



(除湿機能付き空気清浄機やウォーターサーバーなど)
※冷蔵庫や冷凍庫等の家電リサイクル法対象製品を除く

フロンガスを抜いたことが分かる証明書を持って、津市リサイクルセンターへ持ち込んでください。フロンガスを含む製品には「冷媒ガス」「フロンガス」「R-134a」「HCFC-22」などの表示があります。確認できない場合は、メーカー等へお問い合わせください。

県ホームページより、フロンガスを抜くことができる業者を確認できます。



県ホームページ



ごみ出しルール等について、詳しくは「ごみ分別ガイドブック」を見てね！



ごみ分別
ガイドブック